

## 第5回 TAC 制度等の検討に係る有識者懇談会議事録

**水産庁**

## 目 次

1. 開 会 .....	3
2. 議 事	
個別割当方式・譲渡性個別割当方式に関する論点整理について.....	3
3. 閉 会 .....	3 1

## 1. 開 会

○木實谷管理課長：定刻となりましたので、「第5回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を開催いたします。本日の懇談会は、公開で行うこととしております。また、本日の資料及び議事概要につきましては、後日、水産庁のホームページに掲載させていただきますので、御了承お願いいたします。

なお、カメラ撮りにつきましては、冒頭のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は委員のうち、馬場委員からご欠席との連絡を受けておりまして、先程、座席表には載っておりますが、秋岡委員からご欠席とのご連絡をいただいたところであります。

まず、配布資料の確認をさせていただきます。まずは座席表、次に議事次第、次に資料1としまして個別割当方式・譲渡性個別割当方式の概要と我が国における導入の考え方論点整理という資料がございます。次に資料2としまして第4回有識者懇談会における主な意見でございます。なお、前回の懇談会で使用しました資料をお配りしておりますので、必要に応じ、御参照いただければと思います。資料は以上でございます。不足がございましたら事務局のほうに御連絡いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは桜本座長、議事進行よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

### 個別割当方式・譲渡性個別割当方式に関する論点整理について

○桜本座長：それでは始めさせていただきます。本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

前回の懇談会では、TAC制度に関する中間取りまとめのご了承をいただくとともに、個別割当方式、譲渡性個別割当方式については、参考人をおよびして、メリット・デメリットや国内や諸外国の事例を紹介していただいて、それを参考にご議論いただきました。本日は、IQ・ITQ方式に関しまして、さらに掘さげてご議論していただき、これらの方式に関する導入の考え方など一定の論点整理をしたいと考えております。なお、本日は石井委員から本日の議論に関連しまして皆様にご紹介したい事例があるとのことなので後ほどご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは資料1

の個別割当方式・譲渡性個別割当方式の概要と我が国における導入の考え方論点整理について、事務局から説明をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長：それでは、ご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料 1 をご覧いただきたいと思います。まず、最初の部分はおさらいと申しますか、今までもご説明したこともあります。漁獲量管理の手法ということになります。漁獲可能量を管理する手法としましては、個別に漁業者に割らない、日本で行っているような業界に割る又は都道府県に割るやり方と漁獲可能量をさらに個別の漁業者、漁船に割るという方式がございます。さらに、この個別割当方式については、割当分の譲渡を認める譲渡性個別割当方式がございます。それぞれ下の表をご覧いただきたいのですが、その概要でございます。

非個別割当方式—これは新しい言葉となりますが、割当を行わないやり方ということになります。漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく自由に、又は、日本のように各種規定の下に漁業者の漁獲を認めるものです。漁獲量の合計が上限に達した場合には、操業を停止するものであります。これは資源管理法で現在行っている方法です。

次に IQ 方式でございますが、先程も申し上げましたように、漁業者又は漁船ごとに割り当てて、割当量を超える漁獲を禁止することによって、漁獲可能量の枠の中におさめるというやりかたでございます。さらに譲渡性を付したものについては、この割当量に譲渡性を付けて、その割当量を他の漁業者に自由に譲渡又はリースすることが出来るというものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。これも以前にお示しした経緯がございますが、各国でどのようなやり方が行われているかというものでございます。日本の場合にも、ミナミマグロ、ベニズワイガニで個別割当方式が行われているわけでございます。それから、アメリカにおきましても各種のやり方がおこなわれていると、また、豪州、ニュージーランドにおいても、これは I T Q が基本であるということを知っておりますけれども、漁獲可能量のみでやる場合、非割当を行っている場合と割当を行う場合、さらに譲渡性を付したものといろいろなやり方を行っているという状況でございます。基本的には、他の国もそうでございますけれども、個別割当を行った場合には、譲渡性を付けていく、認めていくというところが多いと聞いております。ただ、中国、韓国、また、ここには書いてございませんけれども、地中海の諸国においては、個別割当制については行われていないと聞いております。

次にOECDが以前に漁獲可能量に関する管理について、いろいろなレポートを出しております。その中には各国のレポートもございます。このOECDでまとめた評価が3ページ目でございます。

まず、OECDの場合は日本のような細かい漁業管理の下ではなくて、自由に漁獲を認めるオリンピック方式、純然たるオリンピック方式の下で漁獲可能量管理を行った場合にはこうなりますよといったようなまとめ方をしておりますので、若干、日本の実態とは違和感があるということはあらかじめ申しあげておきたいと思います。まず、純然たるオリンピック方式—規制なく漁獲可能量を消化しようという場合には、漁獲可能量が少ない場合には、より早いペースで漁獲、また、それによって漁期の短縮が発生するということがございます。特に、資源を見つけてこれを漁業者が争って獲るという場合に、当然、漁獲能力が高まってくるわけでございますから、その漁獲能力を資源状況、TAC等との差が大きいほど漁期が短くなっていくということがOECDでは言われております。この漁獲競争の進展によりまして、魚をより早く漁獲するために過剰な投資が行われる、このためにコストが上がる、それから集中の漁獲によって魚価低下が起こる、これによって収入も減りますし、雇用の安定性が著しく削がれるということが書いてございます。それから競争が起きるものですから、小型魚を保護しようとするような関心が低下するということも問題としてあげられております。ただ、当然ながら個別割当方式に比べますと管理コストが小さいということも付されております。

次のページをご覧くださいと思います。このようなオリンピック方式でいろいろな問題が生じてくると、特に漁獲競争が問題であるということから、この競争を緩和するために個別割当方式を導入してはどうかということがOECDのレポートには書かれているわけでございます。また、先ほども申しましたように、個別割当方式については譲渡性を付されているものが多いという現状にございます。個別割当方式については、先ほども申し上げましたように、一定量を漁獲する権利を付与するという仕組みでございますけれども、この権利が付与されることによって、漁獲量が保障されることによってオリンピック方式の下での漁獲競争が緩和されるということがメリットとしてあげられるわけでございます。この緩和によりまして、具体的には漁期が長期化する、雇用の安定性が上がりますよということが、あとは自らの割当の価値の最大化を図るために選別漁獲が行われるということでしょうか。あとは市場での一時的な供給過多が解消されて価格の均質が向上する、つまり、計画的な操業ができるということですか、特にITQの場合については、割当

が生産性の高い漁業者に移動するということが隻数が減少する。または、コストが下がる。経済性が向上するということがまとめられております。ただ、その反面、割当については公平性のある、皆さんが納得する割当をすることが難しいですとか、管理が非常に難しいですとか、コストが大きいということ、さらに、より高い価値のある魚を獲ろうということで投棄が行われるですとか、虚偽報告が行われるということがございます。また I T Q の場合には、漁業者間の階層分化が生じて、一部の漁業者が市場を支配するということが課題、問題としてあげられております。これは O E C D の一般的な評価になっているわけでございますけれども、実際の各国の状況、これもレポートにございますが、レポートを読んでまいりますと一定のパターンがございます。

それが次の 5 ページ目でございますけれども、まず諸外国におきましては、漁獲能力の調整機能が基本的にはございません。こういう中で資源状況と漁獲能力の著しいアンバランスが生じた結果、競争が厳しくなると、その結果、過剰投資や漁期の短縮が発生すると、こういう問題を緩和するために個別割当方式、譲渡性のかわりには、割当の集中による隻数の削減、生産性の向上を目的としてこの方式を導入したという経緯でございます。また、それを紹介してございますけれども、新たな資源が見つかって積極的に漁獲努力量が増加されると、当然ながら能力も上がりますし、資源も悪くなってくるわけでございますので、資源を保護するために稚魚とか産卵親魚を保護するというのもやるのですけれども、なかなかうまくいかなくて、資源の全体的な保護を図るために T A C 制度を導入するんですけれども、それ以前に漁獲能力が非常に大きくなってしまっているということから漁獲競争が生じていると。その結果、さきほど申し上げたようないろいろな問題が出てまいります。これを解決するために、個別割当方式を導入すると、その結果、操業期間が長期化する、今までの 10 倍に増えるとか、非常に長くなるとか、安全性が上がってくる。これは漁獲競争が緩和されることで荒天の中で出漁しないということで安全性が上がるということ、あと、隻数が下がる、経済性の効率化が図られるということが挙げられているわけでございます。

次の 6 ページ目でございますが、I Q ・ I T Q をやった漁業というのはかなりたくさんあるんですけれども、その中で、代表的な事例を 3 つほどあげさせていただきました。

まず、豪州のトロール漁業でございますけれども、いろいろな魚が見つかって漁獲対象が変わっていくわけですが、そういう中で漁船が大型化していくと、また、過剰投資が進むという状況がございました。その後に漁船の規模について色々と規制をやってみ

るんですけれども、なかなか能力に歯止めがかからない。それで88年、89年にTACを設定するんですけれども、漁獲能力と資源状況との乖離が大きいので、漁獲競争が起きるということがございます。その結果92年にそれを解決するために、ITQを導入したという経緯がございます。

それからカナダのオヒョウ漁業、これも同じでありまして、TACが設定されていたんですけれども、漁獲能力が非常に大きくなってくことで漁獲がさらに減少すると、それで漁期が65日から6日間というように1/10に下がってしまう。また、荒天時に操業を行うことから安全性も下がる。こういうことを解決するためにまずはIQを導入しまして、93年にITQを導入したということがございます。その結果、6日だった操業期間が8ヵ月以上に長くなりました。隻数も少なくなってきたものですから、生産性、安全性が向上したということがございます。ただ、一方で選別投棄がされたということも報告されています。

それからアメリカのレックフィッシュについても、基本的には同じでございます。TACが設定されるんですけれども、実際には漁獲競争が生じて、魚価が低下し、コストが上がっていく。それから過剰投資、虚偽報告も発生したということになったわけでございます。その後にITQを導入して、2年間で隻数が90隻から20隻に下がった、この結果、過剰投資がなくなって漁期が長くなったという状況が報告されております。

各国はこのような経緯をたどってITQをやっているわけでございますが、実際にITQ方式、個別割当方式も含めて、かなり大規模にやっている豪州、ニュージーランドの状況はどうなっているのかということについて、先日、水産総合研究センターの方が実際に向こうにいった調査をし、また、向こうの政府職員の方に詳細な調査、聞き取りを行ってこられたものですから、それと向こうのレポートなりをまとめてみたのが7ページ目でございます。

まず、豪州の場合でございますけれども、ITQの導入の考え方、これは基本的に今までITQをやりますよというように言っていたわけでございますが、ITQ管理については、費用対効果の課題があつて、今はこう考えていますよということを豪州の政府職員が言っており。一つには、高価な単一魚種を漁獲対象とする漁業で漁民が特定できる。また、少数で組織化されている場合はITQをやった方が良い。それから二つ目に、多魚種を漁獲対象とする、底びき網のような業種については、費用対効果や管理の実行上の面で導入は難しいと、それから零細な漁業については多数あり、管理コストがかかるのでITQは

導入しませんよということを言われているようでございます。また、導入にあたっては漁業者の85%以上の賛同が必要であるということでございます。このような豪州において、実際の管理はどういうふうになっているのかということでございますけれども、まず、連邦管理漁業ではすべての船に監視員が同乗しなくてはならない、それから、主要な漁業である南東トロール漁業ではかなりの投棄が行われているという状況があるようでございます。また、実際に管理のためにVMSを設置したり、飛行機での取締も実施しているという状況でございます。漁業者の数は、過去10年間で5割以上が減少しているという状況でございます。それから豪州の場合は、漁村というものの定義がなかなか難しいものですから、この辺はよくわからないんですけれども、少なくなったというお話もありました。それから、その他の課題といたしまして、先ほども出てまいりましたが、割当の初期配分が非常に難しい。漁獲可能量を減少させた場合には訴訟が起きるということがございます。一方、資源状況の方でございますけれども、下の表を見ていただきたいのですが、一番下の数が実際に資源評価を行いましたよというもののなのですが、そのうちの半分以上がよくわからないという状況でございます。逆に一番上の過剰漁獲になっていないというものについては、2006年は27でございますけれども、10代の半ばから、17というのもございますけれども、あまり大きな変化はない。その反面、過剰漁獲あるいは過剰漁獲中であるというものが92年の5から、2005年の24と増えているという状況にございまして、なかなか豪州においては、資源の管理が難しい状況にあるのではないかと考えるのではないかと考えております。このような点から今年の豪州の漁業政策、これも公表文書でございますけれども、資源回復計画またバイバックプログラムをやっていきますよということが書いてございました。

それから次の8ページ目はニュージーランドの場合でございますが、これも向こうの政府の方に聞き取りを、また、ニュージーランド政府が公表しているデータに基づいてまとめたものでございます。まず、ニュージーランドのITQについて、なぜやったのかということでございますが、小さな政府を実現するための行政改革の一環としてやったということでございます。すべての魚種についてITQをやるということなんですけれども、先ほどの豪州と同じように、漁業者の85%以上、ほぼ全員の合意がないと導入はできませんということでございます。管理の体制でございますけれども、漁業省の職員は400人ほどいるらしいのですが、そのうちの半数が監視員として漁船を取締る、先ほどの豪州のところでもお話ししましたが、VMSですとか、色々な取締を行うということをやられて

いるようでございますけれども、実際には虚偽報告、投棄があるようでございます。それから漁業者の数はかなり減少したということでございます、また、漁村については我が国の漁村のような概念が基本的にないようでございますので、そこはよくわからないということでもございました。ただ、漁村への影響は考慮せずにITQを導入したということは言っておりました。そのほか、実際の資源の状況はどうなったのかということでもございますけれども、先ほどの豪州の場合にも漁獲可能量について、漁獲可能量を減らした場合に訴訟が起きますよということがございましたけれども、ニュージーランドの場合も同じでございます、漁獲可能量を変更しようとする苦情や訴訟が起きる。これはクォータが権利化する、それがまた他の第三者にリースされるという中で漁獲可能量が減りますとクォータの財産価値が減るということで訴訟が起きるということでございます。ですから、基本的に漁獲可能量の変更されるということが非常に少ないという状況でございます。実際には、となりのグラフ見ていただきたいのですけれども、例えば、オレンジラフィーこれは代表的なニュージーランドの魚種ですけれども、漁獲可能量は南東海域については、10年以上同じ。また、他の魚種についても色々とみてみたんですけれども、基本的に漁獲可能量の動きが非常に鈍い。つまり何年もかかって少しずつ動くという状況でございます。あとニュージーランド政府の方は、ITQは経済政策としては成功したけれども、資源管理政策としては機能していない。また、さらに、漁獲量が割当量を超過した場合に罰金が課されるのですけれども、罰金が浜値よりも低いのであまり機能していないということも言っておりました。また、資源状況については、先ほども漁獲可能量を見ていただきましたけれども、昨年のニュージーランド政府が出している資源状況の結果がでございます。これでいきますとホキ、ヘイク、オレンジラフィー、他にもたくさんございますけれども、主要なものについて確認したところ、基本的にはほとんどの場合に資源量は減少しているという状況でございます。また、この他のたくさんの魚種についても資源の評価を行っておりますけれども、多くの魚種でわからないということになっております。

次に我が国の場合ですが、これは参考で前回もお示ししたとおりでございます。我が国についての個別割当方式は、ミナミマグロ漁業、ベニズワイガニ漁業でやっているわけでございます。この状況について簡単に整理したものが9ページ目でございます。

ベニズワイガニ漁業につきましては、水揚げ港が事実上1港に限定されております。また、対象の漁船隻数も12隻しかないという状況でございます。管理に関しましては毎日報告をするように義務付けております。また、陸揚予定を報告させ、報告数量を水揚げ伝

票と照合するというかなり厳格な管理が実施されております。

ミナミマグロに関しましても、水揚げ港は8港に限定されておまして、隻数はベニズワイガニと比べますと若干多いですが、134隻しかないという状況でございます。その管理に関しましても報告を義務付ける。タグを付けて照合する。また、届出数量との照合を行うことによってしっかりと管理を行っている状況にあります。

次に10ページ目をご覧くださいと思います。各国におきましては、先ほどご説明いたしましたように漁獲可能量と、それから資源状況と漁獲能力との乖離が非常に大きくなって、漁期の短縮など漁獲競争が起きたという状況があつて、IQもしくはITQを導入したということをご説明しましたけれども、日本の場合はどうなんだということですが、まず、漁獲可能量管理をどうやっているのかというのが10ページ目でございます。

漁獲可能量の管理は基本的には漁業法に基づきます各種規制によって管理するというのが我が国の特徴でございます。漁業法では、指定漁業、特定大臣許可漁業、これは承認漁業でございますけれども、これら2つの漁業でそれぞれ、隻数、区域が定められておまして、漁獲能力の調整が行われているという状況でございます。それから知事許可漁業または漁業権漁業につきまして、それぞれ見直しが行われ適切な対応が行われているという状況でございます。

一方、漁獲可能量の管理に関しましては、まずは大臣が基本計画を策定し、大臣管理分、知事管理分に分けて、さらに大臣管理分に関しましては、漁業者団体が自主的な協定を締結しまして自ら管理を行っているという状況で、知事分に関しましては、知事が都道府県計画を策定して、漁業者ごとに配分してそれぞれ管理が行われているという状況でございます。漁業者団体による管理が実際にどのようなになっているのかというのが11ページ目でございます。

代表的な二つの魚種について状況を示させていただきました。まず、サバについてでございますけれども、これは全国巻網漁業協会さんが漁獲の平準化計画を作成して、漁期中の漁獲状況に応じて調整を行っているという状況でございます。具体的には、一部、漁獲可能量が資源状況の変動によって上方修正されておりますけれども、その漁獲可能量を余すことなく利用するように調整を取りながら、枠内におさめているという状況でございます。

それからスケトウダラの方につきましても、隣の方でございますが、ほぼ100%消化

できるように細かい調整をとりながら、操業中断とか操業短縮が起こることなく漁獲可能量の利用が図られております。

次に、これは以前にお示ししたものでございますが、実際に漁獲可能量制度導入以降に資源がどうなっていたのかということでございますけれども、これは以前もご説明したように、いくつかの魚種は減少傾向にございますけれども、漁獲可能量制度導入後に資源が大きく下がった、もしくは、大きく変動したという魚種はあまりないという状況にございます。

それから14ページ目をご覧いただきたいと思います。今までご説明をしたように、我が国においては、漁獲可能量制度を導入したわけでございますけれども、その結果、外国に見られるような漁獲競争は基本的に起きていないのではないかと、また、さらに、漁業者団体によってきめ細やかな操業の調整が行われることによって、漁獲可能量を上手に利用しているという状況にあるのではないかとということをご説明しました。

では、我が国の資源評価対象魚種のうち、まだ半分が低位水準にあります。このような資源について、より厳格な資源管理を行う観点から、個別割当方式を切り捨ててしまってもいいのだからと、つまり利用することも検討してはどうかという意見もございます。このような場合にどのような影響があるのかを考えなくてはならないというのがまず一つでございます。それから、譲渡性個別割当方式に関しましては、各国の例、また、OECDのレポートにもございますように、生産性を上げる、漁船の隻数が減るといった影響が生じるわけでございますけれども、我が国の漁業構造が脆弱化している中で、経営の改善、または、大胆な構造改善を進める観点から譲渡性個別割当方式を利用することもどうかという意見もございますけれども、実際にどのような影響があるのかについて検討をする必要があるのではないかとということでございます。

その影響が15ページ目でございます。まず、公的管理によって、国なり都道府県知事が個別割当方式をやります。それを全面的にやろうという場合には、次のような影響が出る恐れがあるのではないかとということでございます。

まず、一つ目に、漁獲量を迅速かつ正確に測るために多数の管理要員が要る、そのためにはたくさんのコストがかかりますよということでございます。これについては、右下の枠を見ていただきたいのですが、仮にまずは水揚げ港に人を張り付けましょうということを考えてた場合に、2種漁港、3種漁港の約600港に人を張り付ける、さらにニュージーランド、オーストラリアがしているような漁船に人を乗せましょうとのことを考えた場

合には、今、ミナミマグロでやっているように清水と同じようなことをやった場合には、港の張り付け分が約140億円、それから船に人を乗せるといった場合には、約300億円と合計で少なくとも約440億円もの費用がかかりますよと。さらに都道府県の場合もございますものですから、かなりのコストがかかってくるということでございます。

次に操業が各漁業者の判断にゆだねられる、つまり、自分の判断で漁業をしますよと。仮に漁業者団体の今のような管理が行われなくなった場合に、価格が高い時期に漁獲が集中することによって、市場が混乱して魚価の乱高下が起こるのではないかという点もございましょう。

次に譲渡性の個別割当方式を導入して全面的に、つまり、許可に関係なく自由に割当の移譲を認めるといった場合には、各種規制、これはトン数規制、操業区域、または操業期間、操業方法、これについての見直しが必然的に行われます。また、撤廃も行われなくてはならないものもあると思います。このようなことによって操業秩序が混乱するおそれもあります。

それから二つ目に、生産性が高く資本力のある生産者に割当が集中するということから、漁村地区が崩壊していくということも考えられるわけでございます。このような課題を踏まえた上で、個別割当方式、譲渡性個別割当方式をどのように考えていったら良いのかというのが16ページ目でございます。

まずは、個別割当方式に関しまして、我が国に広く導入することについては、次の様に考えるべきではないだろうか。まず、一つには個別割当方式といいますのは、より厳格な漁獲量管理をする。つまり一隻一隻の漁獲量を正確に把握するというのが前提でございますが、それができますよ。さらに各漁業者の操業の自由度、計画的な操業ができますよという点から、好ましい点もあるだろうと。ただ、その場合にも前提として、漁業者の賛同が得られていることがまずは必要ですと。それから不満の生じない配分が可能であること、さらに、配分された割当量がちゃんと管理ができることが不可欠ではないだろうか。このようなことを考えますと、日本の漁業者の数、漁港の数を考えますと公的な管理、大臣、知事の管理を考えますと一般的な漁業に広く導入するという事は現実には難しいと言えるのではないだろうかと思えます。むしろ漁業者の自主的な、TAC管理が必要な、または漁獲が集中する時期に限定して実施することが望ましいのではないかとございまして。

それから次に譲渡性の個別割当方式についてでございますが、国なり知事なりが管理を

行う下で、自由にどんな漁業についても割当の移譲を認めるという場合の譲渡性個別割当方式を導入することについては、広い合意が必要ではないかと。これはなぜかと申しますと、譲渡性個別割当方式の導入と申しますのは、外国の例をみましても、構造改革ですとか、生産性の向上をもたらすという面がございますけれども、その反面、自由に譲渡を認める場合については、行われてきた操業慣行、操業秩序、あるいは漁村社会にも重大な影響を与える恐れがある。また、実際一般的な形で、いったん導入してしまいますと、割当が権利化いたします。そのような場合には、失敗したらやり直そうというわけにはいきませんので、やり直しがきかないという問題点もあろうかと思っております。

それから二つ目に各漁業者の割当量が頻繁に変わる。譲渡が行われるわけですから。管理が非常に難しいということも挙げられると思っております。それから資源状況の改善には、漁獲可能量の変動が難しくなると先ほどのニュージーランド、オーストラリアの例でご覧いただいたわけですが、そのようなことが起こる可能性もあるものですから、好ましくない影響を及ぼす恐れもあります。また、実際に割当の自由な移譲については、制度的な面についてもしっかりした議論が必要であるということもございます。ただ、現在、個別割当方式を実施している、ベニズワイガニ、ミナミマグロの割当量の移動を認めることはできるのかどうか、そういうことをしようとした場合にどのような方法が適切なのか、関係漁業者の賛同が得られるのかどうかについて今後検討していく必要があるのではないだろうかということがございます。以上でございます。

○桜本座長：はい。ありがとうございました。

I Q・I T Qのメリット、デメリット。それから諸外国の導入の歴史的な経緯、それから諸外国の導入後について。豪州、ニュージーランドについて具体的に報告いただきました。それから、我が国のT A C管理の現状、I Qの現状、それからI Q・I T Qを導入した場合にどういう影響があるかについて、それからI Q・I T Qについての水産庁の姿勢を詳しくお示しいただきました。議論は、石井委員からのご説明をいただいたあとにしたいと思っております。それでは、石井委員お願いします。

○石井委員：I Q・I T Qに関する本日の議題の中で、事例としてオーストラリアとかニュージーランドが上がっているわけなんですけれども、ノルウェーはクオータを船に割り当てるため、いわゆるI T Qではないということで事例には上がっていないと私は理解しています。

たまたま10月にノルウェーを訪問する機会がありましたので、船に割り当てるしくみ

がどのようになっているのかを含めて、今後の議論に多少参考になることもあるかと感じましたので、座長のお許しをいただいて、手短にお伝えしようと、こういうこととなります。ほとんどの方は先刻ご承知であるということが多いのでしょうかけれども、5分くらいで終わりますのでご容赦ください。

ノルウェーというのは北欧の端にある国です。首都がオスロで、ベルゲンが漁業の中心になる町です。このようにたくさんの海に面しておりまして、いろいろな国と利害関係が輻輳しておりまして、私が最初に行ったところはベルゲンで、ここには研究機関、これは科学者集団と言っても良いのかもしれませんが、IMRといわれている海洋調査研究所がございます。

それでノルウェーのTACを設定する上で、日本と決定的に違うところは、ICES (International Council for the Exploitation of the Sea) という国際海洋調査委員会といった国際機関がありまして、ここで資源の在り方について科学者が意見交換をするということがございます。だから、非常に客観性というか、透明性がありまして、科学者も相当苦勞して議論を戦わせるということでもあります。ただ、ここで聞いた話によりますと科学者同士の間では大変な信頼関係ができていて、たとえば、ノルウェーとロシアの間でやる場合も、科学者の間で全く方向性が異なるようなことは生じない、全く議論が分かれていても、とにかく一つの数字に収れんするように、議論を重ねて最後にはコンセンサスを得ると。どうしても議論が収れんしない場合でも、最後は「だまって科学者の方がうなずいてくれる」といったところまで議論をするんだと。それは、このIMRという研究所のライダル研究部長さんのお話でした。「合意がないというのは最悪の結論なんだ」と、そういう思想でやっているということございました。

それで、TACをどういように割り当てるかということなんですけれども—これがベルゲンの町ですね。これはオスロにある漁業省です。ここで、副部長さんのハルバート・ヨハンセンさんからお話を聞きました。漁業省というのは大変立派な官庁でありまして、日本語では漁業省と訳しておりますが、英語では、コースタルアフェア—という言葉がついておりまして、沿岸関係のことは一手にこの官庁でやってまして、全部で2000人くらいの職員数だそうです。漁港—750くらいですとか、灯台—ライトハウスは100以上あるわけですが、ここが管理しておりまして、違反操業についてもここでしっかり取り締まるようになっております。そのために独立した局があつて、人材面でのリソース (資源) もここに大きく割いているようでございます。それでヨハンセンさんのお話では、も

ともと非常に競争が厳しいんだと、特段の規制はないんだけど、新規参入というのは非常に難しいと。だから、クォータは基本的には新規参入の方に分けるということではなくて、ただ、非常に意欲的な漁業者が現れた場合には不定期であるが、ごく少数のクォータを割り当てることができるということでありました。クォータだけを分離する、クォータだけを売買するというのではなくて、船から船に割当移譲があると、だから基本的には家族経営をされている人が、お父さんからお子さん、つまり次を継ぐ人に譲渡するということが想定されているわけで、この点ではITQとは本質的には異なるものなんだと。ただ、クォータは船についているわけなんで船を売買すれば譲渡ができる。たとえば、2隻船を持っている人が、クォータのついてる船を買ってきて3隻所有する。老朽化した船は使わないで3隻分のクォータを2隻の船で利用することができるわけです。だから、撤退する人が現れた時にはかなり使い勝手があるわけです。

私も誤解していたのですが、クォータは100%漁をやっている人だけに配分するのではなくて、「クローズド」と呼ばれている部分と「オープン」と呼ばれている部分に分けて「オープン」という9.5%くらいの割当部分は、だれでも獲ってもよいそうです。残りを専業でやっている方—2000隻くらいの船に優先的に分けている。分け方は後で少しお話をしますが、「レギュラートリ・チェーン」という一連の手順ができておりまして、公開の審議会みたいところで議論しながら決めていく。ご当局としては、公衆からの監視の目と言いましたが、「公聴」ということを非常に重要視しているということで、原則すべて公開でやっているということでした。

先ほど船の話が出ましたのでついでに説明します。これが私がベルゲンにいたときにたまたま見ましたサバ漁の船です。港についていたので中も見せてもらえたのですが、かなり大きな船で、1640トンくらいの船で、まき網船で10人で操業しているそうです。ちょうど600トンのサバを沖合で獲って帰ってきたところでした。この船に割り当てられているサバが年間で1000トンということで、600トン獲ったということは、年間何日働くんだと、あと一回で終わってしまうのではないかという話なんですけれども、サバだけを獲っているわけではなくて、いろいろな魚を獲っているので結構出漁回数はあるんだと言っておりました。それでも年間で働くのは140日だけで、他の時期は農業をやって野菜を作ったりしていると。ただ、この船長さんは自分は漁業が好きだから、他の期間は自分の小さな船でエビ漁をやっているんだと言っておりました。

デッキはハイテク化されていて—これは船長席から見たベルゲンの町ですが—これは休

憩室です。このように非常に労働環境は良いということです。さっきの話ですが、漁業は新規参入者がいなくて、後継者を見つけることはなかなか難しいのですが、このような若い人も見習いとして乗ってまして、19歳ということですが、後継者を育成するのにも努力しているということでもあります。

それで先ほど少しふれましたレギュラートリ・チェーンというのがあります。これが冒頭お話ししました、ICES といわれます多国間の勧告機関ですね。ここでTACの全量は、このくらいが良いという勧告を受けまして、それを各国政府が合意しますと、次は、各国政府間でたとえばロシア4割で、ノルウェーが6割とかいう比率を決めて、自分の国のTACが決まってくる。それを自分の国の中で一だいたい12月頃と言っていました。このアウトバイザリー・コミッティーという委員会で漁業者とか、船主さんとか、当局とか、関係者が集まって議論をして具体的な割当数を決めていく。それで実際に操業すると、最後に獲った量、どんな魚をいつ獲ったということを報告しまして、一方でご当局からの監視もあって、そうした情報がICESにフィードバックされてくるという仕組みになっております。

私の感想のようなことをまとめますと、科学者が非常に尊敬されていると言いましょか、プライドも高いわけなんです、社会的地位があつて一ベテナリアン—日本語に訳すと獣医さんになってしまうのですが、お魚のドクターも含まれていて、その資格を持つ人は、肩書が名刺に刷り込んであつて大変尊敬されているわけなんです。ネットでお互いに非科学的な中傷合戦をすることもなくて、相互に尊敬しあつていて。それで一つの数字を出すために徹底的に議論をして責任感を持っているというのが私の感想です。

それからTACがICESという多国間のところで数字を出してくるというプロセスがあるので、非常に透明性だとか客観性が担保されていると、突飛な意見を言う人はここで自然に排除されていくとのことなんです。

それから、この（レギュラートリ・チェーン）サイクルですが、ちょうどプラン・ドゥ・シーのサイクルのような感じで常にどこかで修正がかかるような仕組みになっていて、このことが漁業が産業として成長している背景にあるのかなと、こう思いました。

それから最後の船別割当なんですけれども、これはやはり評価は難しく、前提として漁業者の数が減っていく、あるいは減船、船の数を減らしていくんだというコンセンサスが立っていれば非常に機能しやすい。むしろクォータだけを分離して、証券のように売買するようなやり方をするよりは家族間での譲渡が前提に立っているのがマイルドなやり方

なのかなということですね。新規参入なんかの話をするすると、日本だと「漁業者数が20万人くらいに減って大変だ」と、あたかも漁業が衰退している指標の様に使われるのとは違いがあります。向こうで感じたのは漁業者数が減るということは、効率化の上で良いことなんだと、資源管理の上でも良いことなんだと、だから「漁業者の数が減ることと産業が衰退することとはどう関係があるのか」と、逆に聞かれまして、そのあたりのベース（基礎）が違うなという感想をもちました。以上です。

○桜本座長：ノルウェーの事例を大変詳しくお話しいただきました。

それでは、1時間ほどかけまして、先程、木島室長からご説明をいただいた論点整理の話、それから石井委員からご紹介いただいたノルウェーのお話を踏まえて御議論いただきたいと思います。

それから、多くの方に出来るだけ多くの観点からご発言をいただきたいと思いますので、質問と回答は出来るだけ簡潔にお願いしたいと思います。それでは、ご意見をうかがいたいと思います。

もしなければ、口火を切らせていただきたいと思います。質問ですが、資料のアイスランドのところでIQがなくしてITQのところは黒丸になっているのは、これはどういったことなのでしょう。

○木島資源管理推進室長：これは、IQがないということでございます。全てITQであるということです。導入過程でIQを行ったかどうかはわかりませんが、現在は全てがITQということです。

○須能委員：質問です。外国の例でITQを導入するに当たって、減船はしなかったのでしょうか。

○木島資源管理推進室長：それは政府の補助での減船ということでしょうか。

○須能委員：政府の補助でも何でもよいが、隻数はかわらなかったのでしょうか。

○木島資源管理推進室長：詳しいことは、よくわかりません。特にニュージーランドの場合には、補助金は使っていないと聞いております。ですから、極端に言いますと政府がお金を出さないで、隻数を減らすために漁業界自らがお金を出し合って隻数を減らしたというお話はニュージーランドの方から聞いております。

○須能委員：それでは発言させていただきたいと思います。12、13ページの資料をみますと、日本のTAC制度になってからの漁業について、資源をどう評価するかなんですけれども、私が産地魚市場の勤務に15年、また、それ以前の漁業に携わっている立場から言うと、

漁獲対象魚のアソートの小型化や幼稚魚の混獲率の増加などから、かつてから比べれば、資源は悪い。

その資源の評価につきまして、その原因は、漁海況の変化、海の変化、あるいはレジームシフト等々、あるいは乱獲というお話もあるのかも知れません。原因はともかくも、いずれにしても減っているという認識で大概の人はいるのではないかと思ってるんです。

例えば、IQとかITQという議論の前に、まず、現在の操業隻数が適切なのかと、経済的に考慮すべきです。なぜ、日本で後継者問題が出るのかというと、魅力がないという話で、先ほどのノルウェーの話とは訳が違うのではないかと。

そういうことで経済的に成り立つ隻数にどうもっていくのかという議論をしないままにいては、これでは構造改善の本質的な話にはならないのではないかと。私は、あくまでTACの話ではありますけれども、その人たちの転換先あるいは次にどうするのかという議論を片方では含めて適正規模にする。その中でたとえば、沖合での養殖の技術開発をすとか、海の多層的な利用を考える。海底に海藻増殖し、その上に養殖施設があるなど、そういうような立体的な開発も考えなくてはいけない。あるいは、湧昇流をおこさせるためにシーマウントを作らせるのか、小さく言えば漁礁を作るわけです。このような、複合的な産業も含めた中で、転換先としてそういった作業をやっていくことによって経済的に適正規模にすることができ、IQ・ITQと分けて考えるべきではないかと。

結論から言いますと、最後のページにあるように、私は、IQ・ITQにするコストを考えれば不要であるが、自主的な判断で、まき網では、TACの量が少なくなってきたときにはIQ的に自主管理をやっていきます。イカでもやりました。自主的に漁業者がいろいろな方法を使えば済む話です。それから譲渡性の話は、適正規模になれば、従来からあるとも補償で金が出せるわけで、資源を有償化して金に換えるんじゃないかと、あくまで海の資源は漁船が利用するけれども、出漁隻数が減れば豊かさが増えるんですから、当然、とも補償の原資ができるわけですね。それがすぐに払えなければ、どっかから出しておいてもらって、何年か払いでもいいから、減船する人に支払う。

ですから、適正規模のためには減船ないしは休漁、もしくは転換先としては、沿岸の環境保全等をやらせるとか、色々な形で船を転用すとか、雇用の場を確保しながら、船の所得を確保する。こういうことを合わせていかないと、IQ・ITQのテクニカルな話に埋没してはいけないのではないかと。

私は日本の漁業者の精神構造は、基本的には多神教である。一神教の外国人の価値観と

は違っており、地域を守ろうとする団結心をこういうIQ・ITQなんかで精神構造を破壊するようなことは絶対にしてほしくない。譲り合って、助けていくという日本独特の文化として、あるいは漁業文化として、あるいは水産文化として是非維持してほしいと考えます。

○桜本座長：貴重なご意見をありがとうございました。

○川本委員：私どもでは、こういう問題が出たものですから、内部で勉強会を行っているのですが、前回の懇談会で、オーストラリア、ニュージーランドでは、IQ・ITQ 制の導入にあたっては85%以上の賛成を必要としているとの事でありましたが、今、業界の意見を問うと恐らく否決されるだろうと思います。

反対の理由は、第一に先ほど須能委員がおっしゃるように、漁船隻数の過剰がオリンピック方式であればあまり表に出ないんですが、個別割当方式であれば、非常にはっきりと出てくるものでして、この割当量では、漁業をやめたい、あるいは今漁期は休漁したいという人が出てくるわけです。その時、今の減船は、残存者の負担を条件にした国の補償制度で実施しております。しかし、残存者の数が減ってくると、負担が大きくなって、現在は機能しなくなっております。したがって、減船希望者の船を政府が直接買い上げる方式を導入することが必須条件となること、第二に個々に割り当てられたTACで採算性を確保するためには、漁船の操業コストの削減の為に、まき網漁船ではミニ船団、もしくは単船操業方式を導入する必要がある事、また、獲った魚の価値を向上するための設備を船内に導入する必要がある事から、網船の大型化が必要となってきます。

しかしながら、網船の大型化については、現状では非常に困難な状況にあります。このような状況を解決しないで、単純に資源保護のためだけを目的として経営上の自由度というものを保証するような制度を考慮することなくIQ・ITQ 制度を導入することについては、業界としては賛成できないというのが大多数の意見でありました。

○桜本座長：IQを導入する前提がある程度そろわないと、いたずらに導入してもうまくいかないのではないか。いろいろな整理が必要ではないかというご意見でありましたが、他に。山川委員。

○山川委員：いろんな漁業種類がある中で、この資料の16ページにまとめられておりますように、我が国に広く個別割当方式を導入する、あまねくということでしょうけれども、そういうやり方ですと、漁業種類間の漁業規模の階層ですとか、沿岸と沖合の違い、沖合でも色々な漁業種類があるなかでは無理が大きいというのは、私もそうだと思います。だ

とすると漁業種類別にそういうものを導入するという方向で考えるやり方が妥当ではないかと思います。具体的に言いますと、ベニズワイですとかミナミマグロですとか、技術的には漁業許可の裏書きという形で個別に割り当てておりますよね。ですから、漁業種類別にどうするのかということをおきめ細かく話し合えるような手法でやっていく、また、そういう中で、先ほどから川本委員や須能委員からもご指摘がありましたような諸問題を考えながら、漁業種類別にどうしていくんだという議論を行っていったらいいのではないかという気がいたします。

○桜本座長：どうもありがとうございます。

○黒倉委員：今日の水産庁のご説明の中で極めて重要なご指摘があったというように思っておりますが、I Qを導入しようがI T Qを導入しようが資源的には全く影響がない。資源的変動をコントロールするのはT A Cであるというのは極めて重要なご指摘であったと私は思いました。

それで、我々、A B CからT A CそれからI Qというように議論をすすめているわけですが、その3つの段階で一つの大きな流れがあったような気がします。

A B Cというのは確かにシナリオの問題もありますが、かなりバイオロジカルな部分ですね。T A Cに至ったときにT A Cをどう設定するかという社会的合意ですから、そこに産業的なものが入ってくると。そして、I Q・I T Qになってくると、むしろ、資源管理というよりは、産業としての漁業をどう考えるかということになってきてるわけですね。その3つレベルの議論があるということはきっちり考えておかななくてはならないですね。そういうふうと考えてみると、I Q・I T Qを導入するかどうかということは、産業としての漁業をどう考えるかということであって資源の問題とはいったん切り離して考えた方がよいのではないかと、私はそう思います。その中で、産業界では、ある部分では今の行政制度の中でいきなりI Qを導入されては困るということがあったにしても、基本的には自分たちの生き残りの問題として、I Qを導入して産業安定させたいという願望は潜在的にはあるんだろうと私は考えます。それを行政的にどう説明するかというのは、行政手腕の話であると私は思っております。

○桜本座長：はい。どうもありがとうございました。大倉委員。

○大倉委員：今、黒倉委員が言われたことは個人によってはということかもしれませんが、I Qを導入して、何とか産業として成り立たせる。そういう業種もあるかも知れませんが、先ほど山川委員が漁業種類ごとにといいましたが、底びき関係でいいです

と非常に多くの魚種を獲っている。私どもに関係するTACはするめいか、すけとうだら、ずわいがにの3種なわけですね。ですから、現状のTACそのものに非常に大きな関心があり、私どもはまき網と違って、IQ・ITQは私どもの業種では論外であろうと、非常に関心がない。それよりもTAC。先ほども黒倉先生が言ったように、資源管理には、IQ・ITQは関係ない。水産庁の報告にもありましたが。もととなるTACがどうなのかということに非常に関心がいってございまして、おそらく多魚種を獲っている業種については、今のTAC制度の中で、新しいIQ等々に移行するのは、私自身は不可能だと考えております。

それから、最近の水産関係の新聞もそうですけれども、外国の事例を水産庁が取り上げて、資源が悪くなった、IQを入れて生産構造を変えていって復活し、非常に生産性が向上してくるんだという、絵にかいたようなことが言われておりますが、そういうことを我々の業種の関係者は気にしています。

例えば、ニュージーランドあたりで、長いこと現地法人ですとか合弁ですとかをやってきた人の話を聞きますと、どうも、ニュージーランドの実態は違うのではないかと。水産庁ですとか水研センターの人がニュージーランドの漁業の実態を把握して、それをベースにして、ITQを導入すべきだという結論に結び付けておりますけれども、その辺についても非常に大きく疑問視されております。今後、IQ・ITQを本当にやるとするならば、昨年、水産庁管理課の方で私どものような業種別団体に対しまして、IQ・ITQについてどのようなメリット・デメリットがあるか調査をしたはずですが、それに基づいて検討会が一回為されて、継続していくのかなと思ったら、あとはなしのつづて。それで今回このような場でIQ・ITQが非常にもてはやされているような感じで書かれている。一部の学者の先生方は、日本がやらないのはけしからんというような意見も出されている。それに対して水産庁側から大きな批判もしなれば、そのままいってしまうのではないかとこの心配を持っています。その辺何か説明がありましたらお願いしたいと思いますけれども。

○桜本座長：反論はございますでしょうか。少なくとも今日の説明では必ずしもそのような説明ではなかったのではないかと受け取れますが。いかがでしょうか。

○大倉委員：反論は結構です。四半世紀にわたって、現地法人、合弁企業と関係をもってきた感想を私自身に耳打ちされたものですので。

○木實谷管理課長：一言だけ。誤解なきように。水産庁の側から外国の事例を取り上げて、

それがさも良い事例であるというように出したということはありません。そういったことが、色々な学者の先生、その他から紹介されている、そういう事実は言ったことはありますけれども、水産庁から外国の事例を取り上げて、それがさも成功事例であるとして出したことにはありません。研究者の方の研究を紹介させていただきということでもあります。

それから昨年の検討会につきましては、お話がありましたように、一度業界の中で議論いただいて、個別のディスカッションをさせていただいたんですけれども、その後、こういった懇談会が立ちあげられたものですから、これに引き継いだということになっております。ご理解いただきたいと思います。

○桜本座長：和田委員。

○和田委員：水産総合研究センターにおいても、研究者個人の見解は別として、例えば水産庁の資源評価事業等において、資源評価をやって、その管理方策を提言させていただくときに、IQやITQの導入を前提としたような提言は、これまで一切言っておりません。IQやITQの導入を主張されている研究者の方も他にはいらっしゃるように聞いておりますが、我々自身としては、そうあるべきであるという提言をしたことは、今の水産庁のお話と同じくございませぬので、そこのところはご理解をいただきと思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございます。それでは他に。藤島委員。

○藤島委員：今のお話を聞いておまして、ABCが生物的な話、TACが社会的合意であって、IQ・ITQが産業的な話であろうとのお話があったのと、なるほどと思ったのは、IQ・ITQといったアウトプットコントロールとなると、これは経営的な問題なんだから、逆に言うとインプットコントロールについて、経営の自由度を保証しなさいという考え方も出てくるのかなと。

要はインプットコントロールなり、テクニカルコントロールなり、いわゆる漁船の規模なり操業期間といった、そういったインプットコントロールではなくてアウトプットコントロール制には経営の自由度も必要だよと。今聞いてなるほどと思っておりました。

北海道では、オホーツクの毛ガニは、知事許可漁業なんですけど、実はIQに似たような形で、実際に合理的に行われておりますが、ある魚種を専獲して、なおかつある程度の資源量が合意になっていけば、IQ・ITQもできるのかなと思っております。ただ、テクニカルコントロールやインプットコントロールも捨てたものではないと思うのは、図にありました日本海北部のスケトウダラ、確かに資源は減少しているんですが、それにあわせて漁業者も色々と考えて、操業に当たっては、経営上の問題でいけば何年も前からプール制に入

っておりますし、今年は水研の報告などでかなり資源がなくなっているというのは実感としてわかっておりますので、さらに、複数の漁船をたたんで、共同化でやろうかというようなどころまで漁業者同士で話し合っている。

要するに、インプットコントロール、テクニカルコントロールでかなりの部分はやっていけるのではないかなど。そうすると前回、小松先生が言った話なんです、やはり I Q・I T Qというのは漁業の構造を変えていく話なんだなと。特に私のように沿岸漁業を見ている人間にしてみれば、複雑で多種多様な魚種を組み合わせる中で、この部分の漁業の構造を変えていくというのは、全部 I T Q でやるのは無理であろうと、実感として考えております。

結局、I Q・I T Qを進めていくと先ほどのお話のように、テクニカルコントロール、インプットコントロールを外せという議論になるのかなと、恐れとして考えております。

○桜本座長：ここまでいろいろなお話をいただきましたが、まず、I Qをやるにしても、減船をする、適正な漁船数はいくらかということ議論しないとその先に進めないというお話がありましたけれども、そういう点から考えると、I Qをすれば投入量規制はしなくても良いということにはならないのではないかと私としては考えておりますが。何かございますでしょうか。須能委員。

○須能委員：繰り返しになりますが、日本で初めてT A C制度を導入するとき、本来であればM S Yに基づいて、資源評価、A B Cも含めてですけども、あつて然るべきだったわけですよ。当時の篠原企画課長の時だったと思いますけれども、そのときは減船することが前提で、私は新聞記事ですけども、日本の漁業の新しい時代だなと感じた。ところが、財政上の問題で、結局、減船ができなかった。今のT A Cの決定のときに社会経済的な要因も考慮するというのを一つのキーワードにして現状の船を残したわけです。それが未だに尾を引いていると思うんです。

今、何をすべきかという I Qとか I T Q以前に、魅力ある産業にするためには、魅力のある経営体にしなくてはならない。極論から言えば、今、I Q・I T Qを主張する人々は、一隻当たりの割当でこれで食べていけるんですかと。広く国民に言えばこれはおかしいのではないかなど、そういうような意味で I T Qをやれということをあえて言葉に出さずに言っているのかもしれないんですけども。私がそれでもを否定するのは日本人の精神構造を重視するからなんです。

ただ、一番大事なことは、経営が成り立つのには、適正規模にしなくてはならない。適

正規模にした上で、現実的に1.5の能力の人と0.5の能力の人を結果的に平等にするようなIQシステムが日本に向いているのか。参加時はみんな一緒だけれども、今の方式は結果は平等ではないんです。それが地域で力のある人、ない人が混在して生活できるのであって、IQは結果平等ですから。そういうふうになれば、みなさん結果はきれいごとで同期におさめるといいますが、誰も残さないようにするから、皆さん同じ時期に無理やり働きますよ。集中して、調整がきかなくなりますよ。現状の方がはるかに良いことなんですよ。そういうことからみると、やはり経営を成り立たせるために議論をしているんだと。

やはり財政上大変だろうけれども、一次産業が日本にとって大事なものであり、特に海洋資源を世界的に持っているのだから、国民的に関心の高まった水産だから、長官も大変でしょうけれども、こういう意見をバックに、この際思い切った減船などの構造改善をするというきっかけとしていただきたいと私は思っております。

○桜本座長：はい。長屋委員。

○長屋委員：須能委員、そして黒倉委員のご発言にありましたように、IQ、特にITQの方は、資源の管理の問題ではなくて、前回も申し上げたように、生産構造をどういうように誘導していこうかという手法でありまして、資源管理の検討ということであれば、違うことになるのではないかと思っております。

ただ、須能委員が言われるように、全体の200海里の中の資源をどう有効に利用して、そして、国民に対する安定供給を図っていくかと。こういうことについては関心が高まっているわけですから、私どもとしては、生産構造を国としてどのように持つていくのかということについての検討は、別途持っていただいてご議論をお願いしたいというように考えております。そういった意味では、今回の資料の16ページのIQ・ITQについてのまとめについては了解したいと思います。

○桜本座長：はい。山川委員。

○山川委員：今、長屋委員のご指摘にありましたように、全体として200海里の生産をどのようにもっていくのかという、その議論が大事だと思います。沿岸漁業と沖合漁業のバランスをどう取っていくのかといった議論がおそらく大事だろうと思うんですけども、そうしたときに、それぞれの漁業種類ごとの漁獲能力と資源のバランスの問題、それが適正なのかどうなのか。沖合と沿岸のバランスを考えたときにどうなのか。そこを国として調整していけるかという問題だろうと思います。

そこで出てきたのがITQにすれば、経済的権利ということで、経営状態の苦しくなっ

た人が退出して、漁獲能力としては適正な規模になるのではないかと、そういう話だったのだらうと思うのですけれども、そういうことで出来るのか出来ないのか。または、減船で出来るのか、出来ないのか。他に手段があるのか、ないのか。技術的にきっちり詰めていく必要があるのではないかと思います。

私は、最近持論として、ITQみたいなアウトプットコントロールの手法じゃなくて、インプットコントロールの手法で燃料の割当量を決めてやるというようなことで全体の漁船規模、漁船船団の漁獲能力を調節することができるのではないかと、いろいろなところで少し言っているのですけれども、手段としてはいろんな考え方があり得るんじゃないかと思います。結局、漁船の規模、漁船船団の規模をどういうようにしていくのか。そこでは漁業者組織の自主性というのが大事なわけですけれども、それに加えて政府として全体をどういう方向に向けていくのか、そのバランスをどういうふうにとっていくのかという考え方が重要だろうと思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございました。

○川本委員：今の法律の体系は、漁業自体は漁業法で管理されているのであって、TAC法は単に漁獲数量の管理だけを規定しているわけです。今後、IQ・ITQ制度を導入するということは、従来のいわゆる禁止の解除としての許可から一定の漁獲物を漁獲する権利を賦与する営業権的な許可となってしまいます。そうすると、現在の漁業法の有り方が全部違ってくるわけです。

昭和38年の指定漁業制度の創設以来、いろいろな経緯を経て、沿岸漁業と沖合漁業とは共栄まではいきませんが、ある程度共存できるところまではきております。これは、現在の漁業の制度を前提にして成り立っているわけです。これが許可性格が変わると、今までのシステムが変わってしまう可能性があります。禁止の解除的許可であれば、漁業調整の結果、何らかの規制が追加されてもあまり文句を言えないが、営業権的許可になると、これだけの対価を払ってTACを買ったのに、このような規制を追加されるとTACの消化ができなくなる。これは営業権の侵害ではないかと、そういうことになりかねないと思うんですよね。そういうことを考えると一朝一夕に結論がでる話ではないと思います。となると16ページに取りまとめられている案が現在において実施可能な案であると思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございました。

○黒倉委員：今おっしゃったことに関連して、この第1回目の懇談会で最初に発言したのは須能委員でございまして、その時におっしゃったのが水産資源を国家財産として位置づ

けろということでありました。私も高木委員会で国民供給の財産として位置づけるということ議論をしていかないと具合が悪いのではないかというふうに発言をしました。それはなぜかという、基本的に今の世の中の全体の流れを見てみますと、確かに有効の漁業法が基礎ですね。要するに営業権であって。

ところが、世の中全体の流れを見てみると、実は我々が考えている経済率って無限の経済率であって、要するに生産性が上がって福利厚生がますます良くなるという考えになっているんですけども、今はCO<sub>2</sub>排出だとか有限の経済率に移っちゃっているわけですね。その中で、どう配分するかという議論が否応なしに出てこなくてはならない。おそらく水産資源もそういう大きな文脈の一つであると私は思っております。おそらく、この会議の中でそんな大きな話をするのは無理でしょうけれども、一つの可能性として、水産庁も考えておく必要がある。資源を誰がどう使うのか。

それからもう一つ言うと、色々な業態がある水産業の中で全部を一つにまとめて管理するのは無理だろうと思うんですよ。そうするといくつかのブロックというか業態別に分けて、ミシン目みたいのを作って、つまり、配分をするという時に問題となるのは、そこの中の均質性ですから。均質性がとられてない中で配分をしてしまうと変な形の不公平が起こってしまいますので、そのことが、ITQやTACをやった瞬間に全部が平等になるということはないので行政的に色々考える必要があると思います。

それからほとんどの研究者は資源管理を厳しくするように、言ってるんだと思いますが、誤解があるかもしれませんが、私から言わせると学会で平均的な意見を言うのは山川さんくらいという感じがあります。実は、資源管理も大事だけれども産業も大事で、生物学的な管理だけでは話は終わらないよ、というところのバランスにあるんだと。そういう意味では、業界の方も冷静に受け止めてもらいたい。もちろん学会というものには右から左まですから、そういう意味では、バランスが取れているということをご理解いただければと思います。

○桜本座長：ありがとうございます。山下委員。

○山下委員：先ほど、何人かの委員から日本のEEZの中の資源の利用ということでご意見をいただいたわけでありまして、それに関連して、先日、漁獲統計をみておりましたところ、沖合漁業と沿岸漁業の漁獲量が毎年出ておりますが、沖合と沿岸の漁業の合計値ですね、200海里周辺の漁獲量という目で見たときに、過去5、6年間は490万トン±10万トンくらいのところに全部はまっていました。これは非常にコンスタントで

ありました。

ですから水産基本法を作った当時、その検討に私も参加しておりましたけれども、当時は、毎年漁獲量が顕著に減少するという時代であったんでありますけれども、現在は漁獲量トータルベースでは横ばいであるというのが現状であろうと。

ですから、日本の周辺水域の資源の水準が悪い資源も当然ありますし、一方、回復している資源もあると。トータルとして非常にコンスタントになっているという見方ができるのではないかと。私自身は可能であると思っております。そういう意味で、漁業者、漁業経営体、あるいは漁船の、IQ・ITQではなくて、漁獲する量が今はかなりコンスタント。また、多少漁船が減っている分、一隻当たりの漁獲量は増えている可能性があるという見方が可能なのではないかとこのように思っております。

私が何を言いたいかと申しますと、資源管理の道具としてのTACだ、IQだ、ITQだというところの議論と、それから漁業を産業としてみて、現在の構造がどうなっているのか、それを今後どうしていくべきかという議論は関連はしているんですけども、やはり分けて考えないと混乱するのではないかと。

要するに春先からこの懇談会で検討してきたことは、どちらかという資源管理ツール、資源管理の方法としてどういう問題があって、どういうようにしていくべきかというところに力点を置いてきたという気がします。そういう意味で構造調整だとか、産業構造をどうするのかという部分については、もう少し別の観点、別の資料も必要になってくるんだろうと思いますし、かつて水産基本法の前後にそういった議論にタッチした私から申し上げますと、大変難しく右から左に結論が出るようなものではないと思っております。

○桜本座長：ありがとうございました。はい。大倉委員

○大倉委員：私ども漁業団体として、国、政府に対して、何とかしてくれと最近声を大にして言っておりますけれども。その時に必ず水産庁から言われるのは船を減らせと。合わせて自民党の先生方もまずは峻別しなさいと、団体自らとして、今のお話にありましたように生き残れる者はいったいどこまでなのか、絞り込みなさいと。そうすればそれを前提として、国に知恵を求めていくということを言われまして、私が確か自民党の小委員会だと思っておりますけれども、私どもの団体はできませんと明確に言って、結局は減船を前提にして、いろんな政策をお願いするというにはならなかったと思います。二言目には船を減らせと、かならず水産庁から言われます。私は今が適正だとは考えていないが複雑な法体系のもとで、ばらばらの生産構造をしている底びき網を、具体的にどこをどのようにし

たら船を減らせていけるのか。

例えば、その根拠となる資源の評価ですとか、価格の変動ですとか、そういうものを示してくれと常に言うております。しかし、なかなか出てきません。現実にはどうなっているかといいますと、そういった行政的な力というよりも、金融面の力で船がばらばら落ちていってます。それによって、極端に少なくなったところについては、確かに生産性は上がっています。それが本当に数多くの者を見たときに望ましい姿であるのかどうか、または、国は我々にそういったものを求めているのか、やはり、この点は、今日だけ、この懇談会では済まないと思いますし、また、色々な人の意見を今後、水産庁は聞いていただくと良いと思いますけれども、同時に、我々団体と膝を交えて、より具体的な形で進めていけない限りは、規則を今後どう変えていくというのは、私ども団体自らで整理していくのは不可能である。それが100点満点かというところではないと考えています。

先ほどから言われているように、本当に産業として個々の漁業者が経営的にも充実した漁業者になること、それだけが水産基本法にあるように我が国の操業づくりの太宗を占めるようなという考え方がありますが、本気でそう考えているのならば、より具体的にどのように進めるのかを、別途、検討会等々を設けていただきたいと考えております。

○桜本座長：はい。他に何か——日本の沿岸の生産力をどのように管理していくのかという大前提があって、それを実施するために資源管理方式をどういうようにするのかという問題と、資源管理を前提としながら収益性の高い漁業にどのようにもっていくのかという二つの問題がありますが、特にこの懇談会は、前者にウエイトが置かれていると理解しています。方法論をして、資源管理をどのようにしていくかという点につきましては、今までいろいろな面から議論していただいて、かなり煮詰まってきたのではないかと思います。IQ・ITQにつきましては、今回の論点整理にまとめていただいたように、いろいろな問題点があり、我が国への導入に関して、水産庁側の姿勢を明示していただいたところですが、それに対して特に大きな反対もないということで、方向性としては妥当なものをお示しただけなのではないかと私自身は考えております。—それで、あと何回予定されているのでしょうか。

○管理課長：あと2回です。

○桜本座長：あと2回ですね。2回の計画はどのようになるのでしょうか。

○管理課長：今の予定ですと、今月の下旬に第6回目を開催させていただいて、ここで本日の議論を踏まえてIQ・ITQ方式の中間取りまとめの骨子の案を提出させていただい

て、ご議論いただいた上で、次の第7回、これが最終回となりますが、12月に開催させていただきます、その取りまとめとしたいというように考えております。

○桜本座長：そうしますと次回で今日議論いただいたことを中心に、もう一度おまとめいただき、内容的にはそれが最終的なものに近いものとなると思いますが、今日の取りまとめに対して、まだ、言い足りないことがあれば。

○川本委員：IQ や ITQ を導入する必要があると判断されるのは、漁船隻数に比して TAC 数量が少なく、オリンピック方式ではコントロールが難しい場合であろうと思われま。現在私どもの太平洋北部海域では TAC の消化が当初の予想以上に進んだため、10月については、1ヵ月あたりの漁獲数量を定め、これを操業統数で均等割するという方式を実施しております。このため、10月の水揚げ量がそれ以前に比べると減少し、価格が上昇しましたが、関係加工業界、流通業界からは不満の声が出ております。TAC を守ることが最優先であることから、供給量が減少しても我慢してほしい、というだけではなかなかこのような方々に納得していただけません。今後、IQ・ITQ 制度をどのように展開するかについて議論がなされる場合、加工業界、流通業界、市場関係者の声を十分聴取する必要があると思っております。

○桜本座長：はい。須能委員。

○須能委員：具体的な例でいきますと、昨年、沖合底びきのイカのクォータが一万トンなんですけれども、漁場的に水揚げ港が石巻に限られていたんで、石巻中心の買受人と生産者側が協議をして、どの程度までなら最大で買えるのか、要するに市況を落とさないようにするためには1隻当たり15トンくらいまでということまで一日15トンにして、各船が自主的に15トンのクォータ制にして、オーバーした分は組合預かりにして、最後はプールで戻すという形にしたんです。今回のサバについては、漁場の形成が、小名浜周辺なんです石巻と銚子に分かれるわけです。今日も石巻に300トン程度揚がって、銚子には2000トンくらい揚がっているんですけども、これが、石巻と銚子ですからなかなか調整がきかないわけです。今言うように漁場が狭い範囲であれば、話し合いがしやすく、最大の経済効果を求めることが可能なんです。そういう事例を積み重ねていくことによって、どういうようにすることが漁業者にとっても加工業者にとっても幸せかと。要するに漁業者にとって高く売れるということは少なく出せば良いということではないんです。加工業者は、漁業者が安定して操業できるからこそキャパが増えるわけであって、要するに少量だけ持ってくれば良いというのは一時的なもので、結果として処理能力がなくなれ

ば、獲ってきててもどうにもならないわけです。そういうようなことが、たまたまいろいろな事例で、今後、出てくるでしょうけれども。さんまのTACが増えた、ところが現在は円高になって、商談がキャンセルになってしまった。今年の冷凍物はロシアに輸出できるということで、どんどん消化してくれということで、加工業者は強気でお願いしていた。ところが、今言うように円高になったために、商談がダメになった、現在は、40円程度で、昨年は25～6円だと言っていたのが、今はミールの原料もないということで高値で買ってくれているわけです。ですから、餌業者とミール屋が大体40円、それから人間の加工用ということで50円で、あとは若干のプラス $\alpha$ ということで今やっているわけです。そういうような各業者間の流通を中心とした話をもとに、経済的にどのようにしたらベストかという話を積み重ねていくことによって、部分的にIQスタイルだとか、プール操業だとか、積荷制限だとか、漁獲努力量の投網制限だとかいろいろな組み合わせが日本の場合は可能なんで、最終的にそういう議論ができる経済的ベースがあるんで、冷静に分析できる人にいてもらってやっていかないと駄目だと思っております。以上です。

○桜本座長：今回の懇談会で、TAC設定についてオープンなプロセスを経て決定できるようなシステムを検討していただきましたが、今ご指摘されたような事項についても、今まで議論していただいたオープンなTAC設定のプロセスの中で議論ができるのではないかと思っております。他にご意見は——それでは、私からひとつ質問をしたいのですがノルウェーではICESでTACを勧告しますよね。TACを決めるベースとなるのは、たとえばABCというものを決めて設定するのか。要するにTACの中に経済的な要因は入っているのでしょうか。

○石井委員：私がお話を伺った中では、ABCという言葉は一度も使われなくて、ガイドラインというお話をされてまして、ガイドラインの中でいわゆる赤信号、黄信号というゾーンという説明がありましたので、考え方として基本的にはABCと同じだと思うんですけども、ICESの段階では経済的な議論は一切ないというように私は理解しました。

○和田委員：いまのご説明のとおり、追加でご説明しますけれども、ABCという言葉を使っているのはアメリカだけであって、ICESではあくまでTACということであって、あくまで科学的に、漁獲データとか調査データに基づいた形で、生物学的にみたときにここまでとってもいいでしょうということでTACを勧告、それから漁業管理団体であるNAFOに説明をしていると。

○桜本座長：それでは、そこには経済的な要因は一切含まれていないと。

○和田委員：はい。一切ありません。

○桜本座長：他にご意見は。ないようでしたら今日の議論はここまでにしたいと思います。  
それでは、事務局の方にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○木實谷管理課長：本日のご議論ありがとうございました。先ほど、今後のスケジュールについてもお知らせいたしましたけれども、今月の27日の13時30分から同様に水産庁中央会議室、ここで開催させていただきます。そこでは先ほどもご説明しましたけれども、本日の議論を踏まえまして、IQ・ITQ方式に関する中間取りまとめ骨子案お示しさせていただいて、ご議論をお願いしたいと。そして来月、第7回、最終回を開催させていただいて本懇談会のとりまとめをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。  
それではこれで、第5回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。